

「労働者派遣事業と職業紹介事業の公正な採用選考について」

青森労働局職業安定部
需給調整事業室長 山田俊輔

1 労働者派遣事業

1) 事前面接の禁止

◆法26条第6項

事前に派遣先が派遣労働者を指名すること、派遣就業の開始に面接を行うこと、履歴書を送付させることなどは原則的に禁止（※）されている。派遣元事業主はこれらに協力をしてはならない。

（※）紹介予定派遣は除く

2) 雇い入れ前の待遇に関する事項などの説明 ～ 派遣労働者としての雇い入れ時

◆法31条の2第1～2項

労働契約前に労働者に対して以下の説明が必要

- ①派遣労働者であること
- ②雇用された場合の賃金の見込み額などの待遇を書面により説明すること
- ③派遣元事業主の事業運営に関すること
- ④労働者派遣制度の概要
- ⑤キャリアアップ措置（教育訓練やキャリアコンサルティング）の内容

3) 派遣労働者に係る雇用制限の禁止

◆法33条第1～2項

- ①派遣元は正当な理由なく、派遣労働者等に対し派遣終了後、派遣先に雇用されることを禁ずる旨の契約してはならない。
- ②派遣元は正当な理由なく、派遣先との間で、当該派遣労働者等との雇用契約終了後、派遣先に雇用されることを禁ずる旨の契約をしてはならない。

4) 雇用安定措置の内容（派遣労働者の派遣期間の到来）

◆法30条第1項第1～2号、則第25条の3

- ①派遣先への直接雇用の依頼
- ②新たな派遣先の提供（合理的なものに限る）
- ③派遣元事業主での派遣労働者以外としての無期雇用
- ④その他安定した雇用の継続を図るための措置（雇用維持したままの教育訓練等）

*②その条件が、派遣労働者の能力、経験、居住地、就業場所、通勤時間、賃金等の以前の派遣契約の待遇等に照らして合理的なものになっているか

【例1】：これまでSE業務に従事し今後の希望も同一であるにも関わらず、清掃業務を提示

【例2】：居住地通勤範囲の派遣従事から本人の希望していない転居を伴う派遣先の提示

上記例は、合理的とはいえない

5) マージン率等の情報提供

◆法23条第5項

◇人材サービス総合サイトを積極的にご利用ください！

- ・問い合わせあり ～派遣先として派遣事業を利用したいが、初めてなのでどこからどのようにすればよいか
- ・一通りの派遣制度の説明の後、人材サービス総合サイトを積極的に周知している
- ・マージン率等の法令でインターネットにより情報公開することになっている。
- ・自社ホームページでも情報公開は法令上可となっている。

○派遣利用希望者が、派遣元事業主の選択がしやすくなるよう、人材サービス総合サイトの積極的な活用をお願いします。

2 職業紹介事業

1) 業務目的明示 ～ 改正職業安定法 令和4年10月1日施行

■法32条の13、則第24条の5第1項、■法5条の5

□職業紹介事業の運営ルールが変わります

求職者の個人情報を収集する際は、業務目的をウェブサイトに掲載するなどして明らかにしなければならない。

【例】：×職業紹介のために使用します。

【例】：○職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報をする際に使用します。

【例】：○職業紹介で求職者に開示の許諾を得た業務提携先に提供する際に使用する際に使用します。

2) 労働条件の明示 ～ 改正職業安定法施行規則 令和6年4月1日施行

□求職者への労働条件明示のルールなどが変わります！

3) 法令・指針の遵守 ～ 医療等3分野の採用にあたって

□リーフレット：職業紹介事業運営のルールを守りましょう！

4) 就職者数等の情報提供

■法32条の16第3項

□リーフレット：職業紹介事業運営のルールを守りましょう！

・派遣事業に比べると職業紹介事業の利用に対する問い合わせは少ないが、就職を希望者はインターネットでの利用者登録時の参考に人材サービス総合サイトを一定数利用していることを把握している。

・マージン率等は法令※でインターネットにより情報公開することになっている。

○民間の職業紹介事業所の利用希望者が、職業紹介事業主の選択しやすくなるよう、人材サービス総合サイトの積極的な活用をお願いします。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下、派遣法）

◆派遣法：（契約の内容等）

第二十六条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

6 労働者派遣（紹介予定派遣を除く。）の役務の提供を受けようとする者は、労働者派遣契約の締結に際し、当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならない。

◆派遣法：（待遇に関する事項等の説明）

第三十一条の二 派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項を説明しなければならない。

派遣法施行規則：（待遇に関する事項等の説明）

第二十五条の十四 法第三十一条の二第一項の規定による説明は、書面の交付等その他の適切な方法により行わなければならない。ただし、次項第一号に規定する労働者の賃金の額の見込みに関する事項の説明は、書面の交付等の方法により行わなければならない。

2 法第三十一条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込み、健康保険法（大正十一年法律第七十号）に規定する被保険者の資格の取得、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に規定する被保険者の資格の取得及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）に規定する被保険者となることに関する事項その他の当該労働者の待遇に関する事項

◆派遣法：（派遣労働者に係る雇用制限の禁止）

第三十三条 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者又は派遣労働者として雇用しようとする労働者との間で、正当な理由がなく、その者に係る派遣先である者（派遣先であつた者を含む。次項において同じ。）又は派遣先となることとなる者に当該派遣元事業主との雇用関係の終了後雇用されることを禁ずる旨の契約を締結してはならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者に係る派遣先である者又は派遣先となる者との間で、正当な理由がなく、その者が当該派遣労働者を当該派遣元事業

主との雇用関係の終了後雇用することを禁ずる旨の契約を締結してはならない。

◆派遣法：（特定有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等）

第三十条 派遣元事業主は、その雇用する有期雇用派遣労働者（期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ。）であつて派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して一年以上の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下「特定有期雇用派遣労働者」という。）その他雇用の安定を図る必要性が高いと認められる者として厚生労働省令で定めるもの又は派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者であつて雇用の安定を図る必要性が高いと認められるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「特定有期雇用派遣労働者等」という。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号の措置を講ずるように努めなければならない。

- 一 派遣先に対し、特定有期雇用派遣労働者に対して労働契約の申込みをすることを求めること。
- 二 派遣労働者として就業させることができるように就業（その条件が、特定有期雇用派遣労働者等の能力、経験その他厚生労働省令で定める事項に照らして合理的なものに限る。）の機会を確保するとともに、その機会を特定有期雇用派遣労働者等に提供すること。

派遣法施行規則：第二十五条の三

法第三十条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項は、特定有期雇用派遣労働者等の居住地、従前の職務に係る待遇その他派遣労働者の配置に関して通常考慮すべき事項とする。

◆派遣法：（事業報告等）

第二十三条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

5 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合、教育訓練に関する事項その他当該労働者派遣事業の業務に関しあらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

職業安定法（以下、安定法）

■安定法：（取扱職種の範囲等の明示等）

第三十二条の十三 有料職業紹介事業者は、取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項その他当該職業紹介事業の業務の内容に関しあらかじめ求人者及び求職者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項について、厚生労働省令で定めるところにより、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。

安定法施行規則：（法第三十二条の十三に関する事項）

第二十四条の五 法第三十二条の十三の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項
 - 二 返戻金制度（その紹介により就職した者が早期に離職したことその他これに準ずる事由があつた場合に、当該者を紹介した雇用主から徴収すべき手数料の全部又は一部を返戻する制度その他これに準ずる制度をいう。以下同じ。）に関する事項
- 2 法第三十二条の十三の規定による明示は、求人者の申込み又は求職者の申込みを受理した後、速やかに、第十七条の七第二項各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。
- 3 第十七条の七第二項第二号イの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同号ロの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。
- 4 有料職業紹介事業者は、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程を掲示しなければならない。

■安定法：（求職者等の個人情報の取扱い）

第五条の五 公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、特定募集情報等提供事業者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者（次項において「公共職業安定所等」という。）は、それぞれ、その業務に関し、求職者、労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報（以下この条において「求職者等の個人情報」という。）を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、厚生労働省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の

同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

■安定法（事業報告等）

第三十二条の十六

3 有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料職業紹介事業者の紹介により就職した者の数、当該有料職業紹介事業者の紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）のうち離職した者（解雇により離職した者その他厚生労働省令で定める者を除く。）の数、手数料に関する事項その他厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

人材サービス総合サイトを積極的にご活用ください！

令和3年3月29日から情報提供機能を拡充しています。

令和3年4月1日より、派遣元事業主による情報提供の法的義務がある全ての情報について、原則として、常時インターネットの利用により広く関係者に提供することとされています。

これを踏まえ、人材サービス総合サイトについても、情報提供が必要な全ての項目について、**直接入力による掲載申込み**を可能としています。

マージン率等の情報提供

令和3年4月1日より、以下の①～⑧の情報について、**原則としてインターネット**の利用により広く関係者に情報提供することが必要となっています。

【労働者派遣法第23条第5項、労働者派遣法施行規則第18条の2第1項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16】

関係者が派遣元事業主を選択しやすくなるよう、**インターネットの利用にあたっては、自社のホームページのみならず、厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」の積極的な活用をお願いします。**

情報提供が必要な事項・方法

「人材サービス総合サイト」より情報をご提供ください。

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>

	情報提供が必要な事項
①	派遣労働者数
②	派遣先件数
③	派遣料金の平均額
④	派遣労働者の賃金の平均額
⑤	マージン率
⑥	労使協定の締結状況
⑦	キャリア形成支援制度に関する事項
⑧	その他の情報



「人材サービス総合サイト」への掲載にあたっては、**直接入力により掲載する方法の積極的な活用をお願いします。**

直接入力により掲載可能な項目

- ☑ 派遣労働者数
- ☑ 派遣先件数
- ☑ 派遣料金の平均額
- ☑ 派遣労働者の賃金の平均額
- ☑ マージン率
- ☑ 労使協定の締結状況
- ☑ キャリア形成支援制度に関する事項
- ☑ その他の情報

特に、

- ・派遣料金の平均額
 - ・派遣労働者の賃金の平均額
 - ・マージン率
 - ・労使協定の締結
- の直接入力をお願いします。

人材サービス総合サイト入力方法



- 当サイトは、Internet Explorer11、Google Chrome75、Microsoft Edge44で動作の確認を行っています
- 職業紹介事業の運営「法第32条の16第3項に関する事項(情報提供)」についての入力事例のご照会はこちら」
- 職業紹介事業に関する情報提供(職業安定法改正)の入力(ログイン)はこちらから！
- 職業紹介事業の運営「法第32条の16第3項に関する事項(情報提供)」についてのご案内はこちら」
- 臨時メンテナンスについて
人材サービス総合サイトについて、臨時メンテナンスのため、令和3年3月25日(木)12:00から令和3年3月29日(月)8:00までの間、サービスを停止します。メンテナンス中はサービスをご利用いただけません。ご迷惑をおかけしますがよろしくお願ひします。



「掲載の申込・事業共通」をクリックします。

掲載申込(事業共通)画面入力方法(例:直接入力の方法)

派遣料金の平均額

掲載内容を登録・変更する場合、チェックします。
未チェックの場合、掲載申込みの対象外となります。

派遣料金の平均額について、本サイトへの掲載を希望される場合は、下記にご記入下さい。

派遣料金の平均額と時点を入力します。

登録・変更あり

※派遣労働者1人1日当たりの労働者派遣に関する料金の平均額(小数点以下の端数は四捨五入)

派遣料金の平均額 円 年 月時点 (半角入力)

登録・変更あり

URL

PDF

派遣労働者の賃金の平均額

掲載内容を登録・変更する場合、チェックします。
未チェックの場合、掲載申込みの対象外となります。

派遣労働者の賃金の平均額について、本サイトへの掲載を希望される場合は、下記にご記入下さい。

賃金の平均額と時点を入力します。

登録・変更あり

※派遣労働者1人1日当たりの賃金の額の平均額(小数点以下の端数は四捨五入)

派遣労働者の賃金の平均額 円 年 月時点 (半角入力)

登録・変更あり

URL

PDF

マージン率

掲載内容を登録・変更する場合、チェックします。
未チェックの場合、掲載申込みの対象外となります。

会社のマージン率について、本サイトへの掲載を希望される場合は、下記にご記入下さい。

マージン率の平均額と時点を入力します。

登録・変更あり

マージン率 = (派遣料金の額 - 派遣労働者の賃金の額) / 派遣料金の額 × 100

(記載例) 24.5% (少数点以下1位未満四捨五入)

マージン率 % 年 月時点 (半角入力)

登録・変更あり

URL

PDF

労使協定締結情報

掲載内容を登録・変更する場合、チェックします。
未チェックの場合、掲載申込みの対象外となります。

労使協定の締結情報について、本サイトへの掲載を希望される場合は、下記をご記入ください。

派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する
事項に掲載したい内容について、入力します。

登録・変更あり

労使協定を締結していない

労使協定を締結している 対象となる派遣労働者の範囲

労使協定の有効期間の終期 年 月 日 (半角入力)

締結情報を空欄とする

検索結果のイメージ

検索結果にマージン率等が掲載されます。

直接入力が行われている場合の検索結果(イメージ)

検索結果 6件 1件~6 件表示(1 ページ目)

令和4年〇月〇日現在

許可・受理番号 /許可年月日・ 届出受理年月日	事業主名称 /事業所名称	事業所所在地 /電話番号	派遣料金の平均額	派遣労働者の賃金の 平均額	マージン率	労使協定の締結	備考	
派11-111111 平成30年07月01日	11株式会社 11株式会社11支店	東京都千代田区豊が間0-0-0 03-0000-0000	20,000円 (令和03年02月時点)	13,500円 (令和03年02月時点)	32.5% (令和03年02月時点)	締結あり(令和06年3月31日ま で) 全派遣社員	優良派遣事業者 1234567(11)	詳細情報
派22-222222 平成30年07月01日	22株式会社 22株式会社22支店	東京都千代田区豊が間0-0-0 03-0000-0000	19,000円 (令和03年06月時点)	14,000円 (令和03年06月時点)	26.3% (令和03年06月時点)	締結あり(令和06年3月31日ま で) 全派遣社員対象		詳細情報
派33-333333 平成30年07月01日	33株式会社 33株式会社33支店	東京都千代田区豊が間0-0-0 03-0000-0000	29,000円 (令和03年10月時点)	20,000円 (令和03年10月時点)	31.0% (令和03年10月時点)	締結あり(令和06年3月31日ま で) すべての派遣労働者	優良派遣事業者 1234567(11)	詳細情報
派44-444444 平成30年07月01日	44株式会社 44株式会社44支店	東京都千代田区豊が間0-0-0 03-0000-0000	19,500円 (令和03年09月時点)	13,000円 (令和03年09月時点)	33.3% (令和03年09月時点)	締結なし		詳細情報
派55-555555 平成30年07月01日	55株式会社 55株式会社55支店	東京都千代田区豊が間0-0-0 03-0000-0000	30,000円 (令和03年11月時点)	16,000円 (令和03年11月時点)	46.7% (令和03年11月時点)	締結あり(令和06年3月31日ま で) 〇〇に従事する派遣労働者	優良派遣事業者 1234567(11)	詳細情報
派66-666666 平成30年07月01日	66株式会社 66株式会社66支店	東京都千代田区豊が間0-0-0 03-0000-0000	20,000円 (令和03年08月時点)	15,000円 (令和03年08月時点)	25.0% (令和03年08月時点)	締結あり(令和06年3月31日ま で) 〇〇に従事する派遣労働者		詳細情報

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 >>

【問い合わせ先】 都道府県労働局

労働局名	課室名	電話番号	労働局名	課室名	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617
青森	需給調整事業室	017-721-2000	京都	需給調整事業課	075-241-3225
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	大阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	奈良	需給調整事業室	0742-88-0245
山形	需給調整事業室	023-676-4618	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160
福島	需給調整事業室	024-529-5746	鳥取	職業安定課	0857-29-1707
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	島根	職業安定課	0852-20-7017
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	広島	需給調整事業課	082-511-1066
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	山口	需給調整事業室	083-995-0385
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
東京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	香川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	高知	職業安定課	088-885-6051
富山	需給調整事業室	076-432-2718	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
石川	需給調整事業室	076-265-4435	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福井	需給調整事業室	0776-26-8617	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
山梨	需給調整事業室	055-225-2862	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
長野	需給調整事業室	026-226-0864	大分	需給調整事業室	097-535-2095
岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
静岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
愛知	需給調整事業第一課	052-219-5587	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637
三重	需給調整事業室	059-226-2165			

職業紹介事業の運営ルールが変わります

職業安定法が改正され、求人等に関する情報の的確な表示や個人情報の保護に関するルールが変わります。また、求人メディア等に関する届出制が創設されます。

1 求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます

各事業者に対して、求人等に関する①～⑤の情報すべての的確な表示が義務付けられます。

- ① 求人情報 ② 求職者情報 ③ 求人企業に関する情報
④ 自社に関する情報 ⑤ 事業の実績に関する情報

- 虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはなりません。
- 求人情報、求職者情報を**正確・最新の内容に保つ措置**を講じなければなりません。

対象となる情報

広告や連絡手段を通じて提供される求人情報・求職者情報が幅広く対象となります。



求人者の労働条件を特定の求職者に明示するよりも前に、ウェブサイト等を通じて求職者に提供する求人情報が対象です。

対象の広告・連絡手段

新聞・雑誌・その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出・頒布、書面、ファックス、ウェブサイト、電子メール・メッセージアプリ・アプリ等、放送（テレビ・ラジオ等）、オンデマンド放送等

正確かつ最新の内容に保つ措置

求人情報・求職者情報を正確かつ最新の内容に保つため、以下の措置を講じなければなりません。

いずれも講ずる必要がある措置

- 求人情報・求職者情報の提供中止や訂正を求められたら、遅滞なく対応する。
- 求人情報・求職者情報が正確・最新の内容でないことを確認したら、遅滞なく情報提供依頼者に訂正があるかを確認するか、情報の提供を中止する。

いずれかを講ずる必要がある措置

- 求人者・求職者に定期的に求人情報・求職者情報が最新かどうか確認する。または
 - 求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。
- ※なお、これらの措置は可能な限りいずれも講ずることが望ましいです。

事業の実績に関する情報

職業紹介事業に関する実績も、例えば以下のような表示をしないようにする必要があります。

×

- 実際の取扱い求人件数が1000件程度のところを、1万件程度あると表示する。
- 全く根拠なく顧客満足度が高い旨を表示する。
- 様々な仮定を置いた上で就職決定率を算出・表示する一方で、その仮定を表示していない、非常に見えにくい状態にしている。

虚偽の表示の禁止

以下のような場合は**虚偽の表示**に該当する場合があります。

×

- 実際に募集を行う企業と別の企業の名前で求人を掲載する。
- 「正社員」と謳いながら、実際には「アルバイト・パート」の求人であった。
- 実際の賃金よりも高額な賃金の求人として掲載する。
- 所謂おとり求人として、実際には紹介できない求人を掲載する。

誤解を生じさせる表示をしないための注意点

虚偽の表示ではなくとも、**一般的・客観的に誤解を生じさせるような表示は、「誤解を生じさせる表示」に該当します。**例えば以下のような点に留意してください。

また、求人情報の提供の段階でも、**労働条件として明示すべき項目をできる限り含めた形で提供することが望ましい**ものです。

業務内容	一般事務 …①
契約期間	期間の定めなし
試用期間	試用期間あり（3か月）
就業場所	本社（●県●市●一●） 又は △支社（△県△市△一△）
就業時間	9:00~18:00
休憩時間	12:00~13:00
休日	土日、祝日（年末年始を含む）
時間外労働	あり（月平均20時間）
賃金	月給 20万円（ただし、試用期間中は月給19万円） …②
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	〇〇株式会社 …③
派遣労働者として雇用する場合	雇用形態：派遣労働者ではない

①業務内容

職種や業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはなりません。

- × 営業職中心の業務を「事務職」と表示する
- × 契約社員の募集を「試用期間中は契約社員」など、正社員の募集であるかのように表示する
- × フリーランス（委託）の募集と雇用契約の募集を混同する

②賃金

固定残業代を採用する場合に、基礎となる労働時間数等を明示せず、基本給に含めて表示してはなりません。

- × 【月給】32万円
- 【基本給】25万円 【固定残業代】7万円
※時間外労働の有無に関わらず、15時間分支給。15時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給します。

③募集者の氏名または名称

優れた実績を持つグループ会社の情報を大きく記載する等、求人企業とグループ企業が混同されるような表示をしてはなりません。

- × A社のグループ会社B社の求人を、「A社は高度なITエンジニアのスキルを持った方を必要としています。」と表示

モデル収入例を、必ず支払われる基本給のように表示してはなりません。

- × 【給与】400万円～【モデル給与】1000万円～（社内で特に給与が高い労働者の給与を全ての労働者の給与であるかのように例示）
- 【給与】400万円～600万円
- 【給与】400万円～600万円
【モデル給与】555万円（同職種社員の給与の平均を例示）

2 個人情報の取扱いに関するルールが新しくなります

求職者の**個人情報を収集**する際には、**業務の目的を明らかに**してはなりません。

業務の目的の明示

求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を、ウェブサイトに掲載するなどして、明らかにしなくてはなりません。

- × 「職業紹介のために使用します。」とのみ表示。
- 「職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します」と表示。
- 「求人情報に関するメールマガジンを配信するために使用します」と表示。
- 「職業紹介で求職者に開示の許諾を得た業務提携先に提供する際に使用します」と表示。

3 求人メディア等について届出制が創設されます

従来の求人メディア・求人情報誌だけでなく、以下の事業を行う事業者も職業安定法の「**募集情報等提供事業者**」になりました。

- インターネット上の公開情報等から**収集（クローリング）**した求人情報・求職者情報を提供するサービス
- 求人企業や求職者だけでなく、**職業紹介事業者や他の求人メディア等（募集情報等提供事業者）**から求人情報・求職者情報の**提供依頼**を受けたり、**情報提供先**にするサービス

特定募集情報等提供事業者の届出

特定募集情報等提供事業者（求職者に関する情報を収集する募集情報等提供事業者）に、届出制が導入されます。

届出が「必要」な例

- ・会員登録を求めている場合
- ・メールアドレスを集めて配信している場合
- ・閲覧履歴に基づく情報提供をしている場合

届出が「不要」な例

- ・紙媒体でのみ情報提供している場合



職業紹介事業の一環として、受理した求人の情報をウェブ等を通じて提供し、求職者が直接求人者に連絡・応募できないような場合は、特定募集情報等提供の届出は不要です。

さらに詳しく知るための情報

■厚生労働省ウェブサイト

2022（令和4）年職業安定法改正に関する情報やQ & A、届出の記載例を公開しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497_00003.html



■人材サービス総合サイト

職業紹介事業者の一覧や事業実績を公開しています。
 2022年10月以降は、届け出た特定募集情報等提供事業者の一覧を公開します。
<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>



都道府県労働局 問い合わせ先

労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	石 川	需給調整事業室	076-265-4435	岡 山	需給調整事業室	086-801-5110
青 森	需給調整事業室	017-721-2000	福 井	需給調整事業室	0776-26-8617	広 島	需給調整事業課	082-511-1066
岩 手	需給調整事業室	019-604-3004	山 梨	需給調整事業室	055-225-2862	山 口	需給調整事業室	083-995-0385
宮 城	需給調整事業課	022-292-6071	長 野	需給調整事業室	026-226-0864	徳 島	需給調整事業室	088-611-5386
秋 田	需給調整事業室	018-883-0007	岐 阜	需給調整事業室	058-245-1312	香 川	需給調整事業室	087-806-0010
山 形	需給調整事業室	023-676-4618	静 岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛 媛	需給調整事業室	089-943-5833
福 島	需給調整事業室	024-529-5746	愛 知	需給調整事業第一課	052-219-5587	高 知	職業安定課	088-885-6051
茨 城	需給調整事業室	029-224-6239		需給調整事業第二課	052-685-2555	福 岡	需給調整事業課	092-434-9711
栃 木	需給調整事業室	028-610-3556	三 重	需給調整事業室	059-226-2165	佐 賀	需給調整事業室	0952-32-7219
群 馬	需給調整事業室	027-210-5105	滋 賀	需給調整事業室	077-526-8617	長 崎	需給調整事業室	095-801-0045
埼 玉	需給調整事業課	048-600-6211	京 都	需給調整事業課	075-241-3225	熊 本	需給調整事業室	096-211-1731
千 葉	需給調整事業課	043-221-5500	大 阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303	大 分	需給調整事業室	097-535-2095
東 京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	兵 庫	需給調整事業課	078-367-0831	宮 崎	需給調整事業室	0985-38-8823
	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈 良	需給調整事業室	0742-88-0245	鹿 児 島	需給調整事業室	099-803-7111
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	沖 縄	需給調整事業室	098-868-1637
新 潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥 取	職業安定課	0857-29-1707			
富 山	需給調整事業室	076-432-2718	島 根	職業安定課	0852-20-7017			



医療 介護 保育

分野における

適正な
有料職業紹介事業者の
認定制度

「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度」では、
申請条件、必須・基本基準を満たす紹介事業者を、
「適正認定事業者」として認定しています。



適正事業者として認定されるとこんなメリットがあります

認定マークを使用できます

自社のサービスサイト、パンフレット、名刺等に
右記の認定マークを掲載することができます。

〔認定マーク〕



特設サイト上で公表します

特設サイトで各適正認定事業者がどの分野で認定を受けているのか公表し、
求人者が適正認定事業者を選択しやすいように分野や職種ごとに検索できるようにします。

関係業界に周知します

全国の医療機関、介護施設、保育園等にリーフレットを配布する等、広く周知を行います。

詳しくは特設サイトをご確認ください

- ・ 認定制度の詳細
- ・ 申請条件・必須・基本基準
- ・ 申請受付期間



<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>

2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

求職者への労働条件明示のルールなどが変わります！

2024年4月から、求職者に対して明示しなければならない労働条件の追加や、手数料表などの情報提供の方法の見直しを内容とする、改正職業安定法施行規則が施行されます。

（※明示する労働条件の追加は、労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正）

1. 追加される明示事項

求職者に対し明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。求人企業からこれらの情報が適切に伝えられているかご確認ください。

① 従事すべき業務の変更の範囲※

② 就業場所の変更の範囲※

③ 有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間における変更の範囲のことをいいます。

最低限明示しなければならない労働条件

 今回の改正で追加される明示事項

記載が必要な項目	記載例
業務内容	（雇入れ直後） 一般事務 （変更の範囲） ●●事務 …①
契約期間	期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日） 契約の更新 有（●●により判断する） 更新上限 有（通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回） …③
試用期間	試用期間あり（3か月）
就業場所	（雇入れ直後） 東京本社 （変更の範囲） ●●支社 …②
就業時間	9:30～18:30
休憩時間	12:00～13:00
休日	土日、祝日（年末年始を含む）
時間外労働	あり（月平均20時間） 裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 例：企画業務型裁量労働制により、●時間働いたものとみなされます。
賃金	月給 25万円（ただし、試用期間中は月給20万円） 時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 (1) 基本給 ●●円（(2)の手当を除く額） (2) ■■手当（時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として▲▲円を支給） (3) ×時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	〇〇株式会社
(派遣労働者として雇用する場合のみ)	（「雇用形態：派遣労働者」というように派遣労働者として雇用することを示すことが必要です。）

※ 募集広告などの労働者の募集に関する情報を提供する場合は、掲載した時点を明示するなど、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じる義務があります。

明示事項の記載例

①・②「変更の範囲」

業務内容	(雇入れ直後) 法人営業 (変更の範囲) 製造業務を除く当社業務全般
	(雇入れ直後) 経理 (変更の範囲) 法務の業務
就業場所	(雇入れ直後) 大阪支社 (変更の範囲) 本社および全国の支社、営業所
	(雇入れ直後) 渋谷営業所 (変更の範囲) 都内23区内の営業所

※ いわゆる在籍出向を命じることがある場合で、出向先での就業場所や業務が出向元の会社の変更の範囲を超える場合には、その旨を明示するようにしてください。

③有期契約を更新する場合の基準

契約期間	期間の定めあり (2024年4月1日～2025年3月31日)
	契約の更新 有 (契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断) ※ 通算契約期間は4年を上限とする。
	契約の更新 有 (自動的に更新する) 契約の更新回数は3回を上限とする。

※ 「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度により判断する」、「会社の経営状況により判断する」など、具体的に記載いただくことが望ましいです。

2. 手数料表などの情報提供の方法

- 有料職業紹介事業者が事業所内に掲示しなければならない下記の事項につき、当該掲示に代えて自社ホームページなどでも情報提供ができるようになります。
- 自社ホームページ上で情報提供するにあたっては、自社の職業紹介サービスを利用する求人企業側が当該サービス利用時に必ず参照するページなど、閲覧に便利な場所に掲載いただくことが望ましいです。

- ① 手数料表
- ② 返戻金制度に関する事項を記載した書面
- ③ 業務の運営に関する規程

※ 人材サービス総合サイト上での手数料表、返戻金制度の情報提供は引き続き必要です。

関連情報

令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます (厚生労働省HP内)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html

今回の職業安定法施行規則の改正についての資料等を掲載しています。



令和4年度労働政策審議会労働条件分科会報告を踏まえた労働契約法制の見直しについて (無期転換ルール及び労働契約関係の明確化) (厚生労働省HP内)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html

労働基準法に基づき労働契約締結時及び有期労働契約の更新時に求められる労働条件明示事項についても同様の改正がなされており、その資料等を掲載しています。



職業紹介事業運営のルールを守りましょう！ 職業安定法や関連省令・指針を遵守し、人材のマッチングを円滑に

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって、人材紹介会社を利用し、職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースが発生しています。このような問題を未然に防ぐため、事業者の情報提供の義務付けや適切な業務運営のためのルールの整備がなされています。

今一度、職業紹介事業運営のルールをご確認のうえ、許可事業者として求人者や求職者に信頼される円滑な人材のマッチングを行ってくださいますようお願いいたします。

職業紹介事業者は以下の事項を遵守してください

- 自らの紹介で就職した人※に対して、**就職した日から2年間は、転職の勧奨を行ってはいけません。**（※無期雇用契約に限る）
- 紹介手数料に関しては、**返戻金制度を設けることが望まれます。**
- 求職者、求人者双方に対し、**手数料の明示が必要です。**
- 求職申し込みの勧奨を、**職業紹介事業者が金銭等を提供することによって行うことは好ましくありません。**
「お祝い金」その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することにより行ってはいけません。
- 職業紹介事業者は、職業安定法第32条の16 第3項により、以下の情報提供が義務づけられています。厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」に提供してください。

人材サービス総合サイト（厚生労働省運営）

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb>



情報提供する項目（例）

- 紹介による就職者の数および就職者の数のうち無期雇用就職の者の数〈過去2年分〉
- 無期雇用の就職者のうち就職後6か月以内に離職した者（解雇されたものを除く）の数〈過去2年分〉
- 手数料に関する事項（手数料表の内容）
- 返戻金制度（短期間で離職した場合に手数料を返金する制度）の有無や内容
- その他、得意とする分野など（職業紹介事業者が任意で掲載）

- 職業紹介事業の運営に関するご質問は、最寄りの都道府県労働局 需給調整事業担当課室（連絡先は裏面に記載）へご連絡ください。
- 求人企業向けには「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口を設置しています。

問い合わせ先：都道府県労働局相談窓口

労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	石川	需給調整事業室	076-265-4435	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
青森	需給調整事業室	017-721-2000	福井	需給調整事業室	0776-26-8617	広島	需給調整事業課	082-511-1066
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	山梨	需給調整事業室	055-225-2862	山口	需給調整事業室	083-995-0385
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	長野	需給調整事業室	026-226-0864	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	香川	需給調整事業室	087-806-0010
山形	需給調整事業室	023-676-4618	静岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
福島	需給調整事業室	024-529-5746	愛知	需給調整事業第二課	052-685-2555	高知	職業安定課	088-885-6051
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	三重	需給調整事業室	059-226-2165	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	京都	需給調整事業課	075-241-3225	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	大阪	需給調整事業第二課	06-4790-6319	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831	大分	需給調整事業室	097-535-2095
東京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥取	職業安定課	0857-29-1707	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637
富山	需給調整事業室	076-432-2718	島根	職業安定課	0852-20-7017			

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

医療・介護・保育分野の適正事業者認定制度のご紹介

厚生労働省では、一定の基準を満たした職業紹介事業者を適正事業者と認定する「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」を実施しています。認定取得によるメリットもありますので、ぜひご検討ください。

認定取得によるメリット

- 厚生労働省から求人者への認定事業者の周知
- 特設ウェブサイト上での公表
- 認定マークの付与 など



申請条件、認定基準の確認やお問い合わせ

医療・介護・保育分野における適正事業者認定制度特設ウェブサイト

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>



医療 介護 保育 適正

